

第10回 大阪市空家等対策協議会の主な意見について

勧告後長期未是正の特定空家について

- ・勧告を行った案件で長期間未是正のままになっているものがあるが、要因は何か。勧告後のルールについても考える必要があるのではないか。

→【資料2-3 特定空家等の勧告後の進め方について】で報告

行政代執行について

- ・過去に実施した行政代執行の費用は回収できているのか。また回収の見込みがなくても、行政代執行を行うのか。

→【資料2-3 特定空家等の勧告後の進め方について】で報告

特定空家の件数について

- ・通報件数と特定空家等の件数は同じか。職員のパトロールにより確認したものも含まれるのではないか。そうであれば（空家等対策計画の）表現を見直した方がよい。

→【大阪市空家等対策計画（第2期）の改訂】に反映

空家セミナー等の開催について

- ・セミナーを開催している区と開催していない区がある。セミナーは空家所有者の啓発に有効と思うので、各区で実施するようにしてはどうか。また12月や1月に実施しているが、台風前に実施した方がよい。

→【資料2-2 空家等対策にかかる検討項目の取組状況（効果的な意識啓発）】で報告

空家等対策の広報について

- ・大正区や旭区で取組んでいる相談員制度はとても良い取組と思う。空家所有者は当該区にお住まいとは限らないため、区の広報ではなく、市の広報で周知していただきたい。
- ・各区でそれぞれ良い取組を行っているが、それらをまとめて、大阪市HPに掲載し、周知してはどうか。

→【大阪市の空家等対策について（計画調整局HP）】で対応

保安上危険な建築物の判定表の見直しについて

- ・判定表の見直しや計画改訂、指針の制定により、空家等対策計画に記載されている危険度1や危険度3のプロット図に説明が必要となるのではないかな。

→【大阪市空家等対策計画（第2期）の改訂】に反映

- ・判定表の見直しにより新たに区分される危険度3-1のほか、判定表のAに該当するもの（第三者に危害をおよぼすおそれがあるもの）についても件数を把握する必要があるのではないかな。

→【資料 2-1 大阪市空家等対策計画（第2期）の進捗状況】で報告